

平成 28 年 3 月 14 日

養父市議会議長 勝 地 恒 久 様

総務文教常任委員会

委員長 田 中 久 一

### 委員会審査報告書

平成 28 年 2 月 25 日及び 2 月 29 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

#### 記

- 1 審査年月日  
平成 28 年 2 月 29 日（月）・3 月 2 日（水）
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 25 号	養父市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 26 号	養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例及び養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 28 号	養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 29 号	養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

議案第 30 号	養父市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 36 号	養父市若者未来応援奨学金条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 53 号	養父市過疎地域自立促進計画を定めることについて	原案可決すべきもの
議案第 54 号	熊次辺地総合整備計画を定めることについて	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

**議案第 25 号 「養父市税条例の一部を改正する条例の制定について」**

【質疑】徴収の猶予と換価の猶予を改正することにより、納税者にどのような影響が出るのか。

【答弁】地方税法での定めを養父市に合う条例に定めた。徴収と換価の猶予の担保が必要な金額 50 万円を 100 万円とし、分割納付は原則として各月に分割し、やむを得ない事情が認められる場合は、指定する月に分割できるようにしたことで、納税者には有利である。

【質疑】徴収、換価の猶予の対象者は何人くらいか。

【答弁】滞納者のほとんどが対象者であり、地方税法に基づき徴収の猶予を行っているが、換価の猶予はごくまれである。

**議案第 26 号 「養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例及び養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」**

【質疑】能座地区の機能別消防団は初めての取り組みだが、消防団の確保が難しい中で、全国的に広がるのか。また、他の分団でこのような動きがあるのか。

【答弁】機能別消防団は全国的な動きと承知している。昼間の火災の初動体制と、団員を維持していくための動きがあることは聞いている。他の分団については掌握していない。

【質疑】水防、消防、行方不明者の捜索活動などがあるが、出動範囲はどうか。

【答弁】いろいろな活動があるので、真に必要であると認めた場合は出動願う。

【質疑】機能別消防団員の募集はどうするのか。

【答弁】消防団員の定数は 1,360 人で、現在 72 人の欠員がある。募集は各分団に任せ、消防団員の補完として募集していきたい。

**議案第 28 号 「養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について」**

【質疑】 公費負担医療助成で、何人の対象者があるのか。また、所得制限はあるのか。

【答弁】 対象者は10人（乳児から小学校3年まで5人、小学校4年から中学校3年まで5人）で、所得制限はない。

#### 議案第36号 「養父市若者未来応援奨学金条例の制定について」

【質疑】 奨学金は貸与でなく、給付として考えなかったのか。

【答弁】 就学意欲のある若者を支援し、養父市へのUターンや定住を促進する奨学金として、貸与を前提とした。大学等を卒業後、養父市に8年以上居住し、定住する方については返済を免除することにした。

【質疑】 養父市に継続して8年の居住とした理由は何か。

【答弁】 人口動態統計調査などから大学を卒業後、概ね8年で居住が定着すると想定した。

#### 議案第53号 「養父市過疎地域自立促進計画を定めることについて」

【質疑】 前回の過疎計画に入っているにもかかわらず、過疎債を使っていない事業がある。今後は、計画に上がっている事業をどう進めていくのか。

【答弁】 過疎計画に計上することにより、有利な財源として運用していく。

【質疑】 この過疎計画を議決したら、計画に掲載している事業を実施していくということなのか。

【答弁】 過疎計画に載っているからといって、必ずしも全ての事業を行うという位置づけのものではない。個々の事業は、その都度予算を計上する。

#### 議案第54号 「熊次辺地総合整備計画を定めることについて」

【質疑】 養父市で熊次地域のみ辺地計画が策定されているが、市内で新たな辺地地域が設定できないのか。

【答弁】 養父市で辺地といわれる箇所は、熊次のほか轟、横行・若杉、明延、中間・栗ノ下の5箇所で、事業計画があれば策定していく。